

奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に掲げる額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。